

別紙

諮問第1524号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求に係る文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定はこれを取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和2年7月21日付けで行った存否応答拒否を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求者が請求の対象としている文書（以下「本件請求文書」という。）が存在しているか否かを明らかにすることは、条例7条2号及び6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示をしないものとした。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年9月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月4日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年4月15日（第227回第二部会）から同年6月17日（第229回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都立中央・城北職業能力開発センターについて

東京都立中央・城北職業能力開発センター（以下「センター」という。）は、求職者の職業能力開発・向上を目的とした技術・技能習得の施設として、また、地域の事業主、事業主団体等の在職者に対する能力向上や技能検定等の場を提供する施設として、東京都立職業能力開発センター条例（昭和46年東京都条例第44号）の規定に基づき設置されている東京都立職業能力開発センターの一つである。

センターで実施している求職者の技術・技能の習得に係る職業訓練科目は6科あり、募集定員、実施期間及び入校時期が異なる合計180名程度の生徒が常時訓練を受講している。

イ 本件請求文書に係る存否応答拒否の妥当性について

本件開示請求について、実施機関は、特定の期間及び事業所に対する請求であることから、事案の特定をし得るものであり、本件請求文書が存在しているか否かを明らかにすることは、関係者である個人が特定されるおそれがあることから条例7条2号に、また、不当に生徒の間に混乱を生じさせ信頼を損なうことや、今後類似案件が発生した際に適切な情報の収集が困難となるなど、運営に支障を及ぼすおそれがあることから同条6号に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、公文書の存否を明らかにしないで非開示とした旨説明する。

審査会が見分したところ、本件開示請求は、令和2年（2020年）7月8日付けで行われていることから、2018年4月から2020年7月8日までに実施機関が作成又は取得した文書についての開示を求めるものであることが認められる。

これらについて審査会が検討するに、本件開示請求は、特定されている期間の範囲が2年超であること、また、多数の生徒がセンターで各科目を受講していることから、本件請求文書の存否を明らかにするだけで条例7条2号の非開示情報を開示することとなるとまで言うことは難しい。

については、不当に生徒の間に混乱を生じさせ信頼を損ない、また、今後類似案件が

発生した際に適切な情報の収集が困難となることまでは想像し難いことから、条例7条6号の非開示情報を開示することとなるとまで言うことも難しい。

したがって、本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した本件非開示決定は妥当ではなく、実施機関は、本件請求文書の存否を明らかにした上で、改めて開示、非開示の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都立中央・城北職業能力開発センターで発生したモラルハラスメントおよびいじめの調査に関する書類（いじめ発生日：2018年4月～）